

石川県沿岸漁業改善資金の基本的事項

- **基金の名称**

石川県沿岸漁業改善資金

- **基金の額（令和6年3月31日現在）**

造成総額 252,379,013 円

（うち、国費相当額 171,183,000 円）

- **基金事業等の概要**

沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律25号）に基づき、沿岸漁業者に対して、漁業経営の改善や後継者の要請等を図るために必要な資金を県が無利子で貸付けるものです。

- **基金の種類**

- 1, 経営等安定資金
- 2, 生活改善資金
- 3, 青年漁業者等養成確保資金

- **貸付に当たっての申請方法及び審査体制、貸付決定**

（1）資金の貸付け申請をしようとする者は、貸付申請書に必要書類を添付し、漁協を經由して水産総合センターに提出する。（石川県沿岸漁業改善資金貸付規則第7条、沿岸漁業改善資金のてびき第5の3）

（2）知事は、貸付申請書の提出を受けたときは、水産総合センター所長の意見等を参しゃくし、貸付適格条件、事業内容及び普及計画との関連について総合的に審査し、貸付の適否を決定する。（石川県沿岸漁業改善資金貸付規則第7条、第8条）

- **審査基準**

沿岸漁業改善資金の貸付基準及び貸付申請書の提出期限等 参照